

官製談合防止法・独占禁止法の研修について（御案内）

公正取引委員会では、入札談合について厳正に対処するとともに、その未然防止を図るため、発注機関の実施する入札談合等関与行為防止法（いわゆる官製談合防止法）・独占禁止法の研修等において、当委員会の職員を講師とする研修を順次行っています。職員向けに官製談合防止法等に関する研修等を実施される場合には、当委員会の職員を講師として派遣いたしますので、積極的に御活用ください。

◆ 研修の内容

- 1 研修内容：【初心者向け研修】官製談合防止法、独占禁止法の説明、基礎的な事例紹介
【受講経験者向け研修】主に官製談合防止法違反事例の紹介（官製談合防止法の概要説明も含まれます。）
※お申込みの際は、どちらを希望されるかお伝えください。
- 2 受講対象職員：幹部職員、発注担当職員、契約担当職員、法令遵守担当職員等、貴機関の職員を対象とする研修に対応いたします（複数部局の参集、複数の会場での実施など、なるべく多数の方に御参加頂ける工夫をさせていただきようお願いします。）。
- 3 所要時間：45分から60分程度（御相談に応じます。）。
- 4 実施方法：以下の3つの方法からお選びください。
 - ①対面での実施：貴機関に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、研修を実施する方法。
 - ②会場への配信：貴機関において会場を御用意いただき、公正取引委員会の職員が Web 会議システムを利用して説明内容を当該会場に配信する方法。
 - ③受講者に配信：研修日時に公正取引委員会の職員が Web 会議システムを利用して説明内容を配信し、同時刻に受講者が各自の端末で研修を御視聴いただく方法。
- 5 使用教材：以下の教材等を使用します（テキストは当事務所から郵送いたします。）。
 - ・レジュメ
 - ・テキスト 「入札談合の防止に向けて」（公正取引委員会事務総局）
(<https://www.jftc.go.jp/dk/kansei/text.html> に掲載しています。)
- 6 研修費用：参加費用や講師謝金等は一切不要です。

◆ 研修受講者の感想

- 具体的な事例も盛り込まれて分かりやすく構成されたレジュメと、詳細な情報が記載されたテキストにより、理解がより一層深まりました。
- オンライン研修は、会場に直接伺う必要がなく、とてもありがたいです。

《お問い合わせ先》

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-5-1

名古屋合同庁舎第2号館

公正取引委員会事務総局

中部事務所 経済取引指導官

担当：山中（やまなか）、勝上（かつうえ）

TEL：052-961-9422